

財団法人長野県下水道公社

改革基本方針の検証について【意見】
(p102)

改革基本方針(改訂版)の方針(直営化)に対して、現状の方法に比べて本当にコスト削減に結び付くのかについて、早々に検討する必要があると考えた。昨年度までにおいてはこのような検討はなされていなかったが、1処理場の県直営化に伴う組織改正や業務の見直しを踏まえて、経費の節減効果や維持管理レベルの状況など改革基本方針の実施による詳細な検証を実施する必要がある。

諏訪湖流域下水道維持管理の県直営化試行の検証結果については、次のとおりです。

【直営化による経費節減効果】

1 組織の検討

県の直営化に際し、関係市町村から維持管理レベルの低下と経費負担の増加がないよう要望があった。当公社では従前から適正な人員配置の取組を行っており、県では維持管理レベルを保持するためには同数の人員が必要であると判断した。

2 人件費

平成24年度の人件費は、6,355万円(見込み)で前年度の7,192万円より約840万円抑えることができた。この要因は、職員数の増減はないものの、職員の年齢等による個々の給与額の差、嘱託職員の給与額の差や、雇用形態の変更によるものである。今後、職員の異動や雇用形態の変更等によって人件費が変動する可能性がある。

3 維持管理費

平成24年度の維持管理費は13億4,218万円(見込み)で前年度の13億6,735万円より約2,500万円の減となる見込みである。ただし、その内訳は人件費が約840万円、包括的民間委託による効果が約1,100万円、その他は消費税の納税時期が一部翌年度となるなど個々の特殊要因によるものとなっており、現時点では、直営化の効果として評価できる額は、包括的民間委託による約1,100万円と考えられる。今後、包括的民間委託における性能発注のレベルアップに取り組む中で、この効果額が少しでも増加するよう努めていきたい。

【維持管理の状況】

1 当公社からの技術移転

公社から県に移管する際、公社に派遣されていた県職員4名が、そのまま残り、また、県の社会人採用枠により採用された公社のプロパー職員1名を配属したことから、円滑な移行と良好な維持管理を継続することができた。

2 業務の効率化

新設の流域下水道事務所には、維持管理担当と建設担当である諏訪建設事務所の流域下水道課を一緒にしたため、長寿命化計画等の策定など効率的に作業することが可能になった。

【試行の総括】

本年度の試行結果について、組織、業務、経費等、大きな問題はなかったことから、概ね良好と判断される。この試行によって得られた結果等については、平成27年度の他の処理場の直営化の際に参考とするとともに、関係機関等と調整を行い、より円滑な移行のため反映する。

(生活排水課)

経費削減効果について【意見】
(p104)

平成22年度の長野県と当公社との契約額は33.2億円となっている。内訳は、運転管理業務についての民間業者への再委託分が14.2億円であり、管理・監督業務については人件費が2.7億円で、物件費が16.3億円となっている。今後長野県の直営となった場合、管理・監督業務に関する経費のうち人件費については、県が管理・監督を直接行うか、当公社が管理・監督を行うかで差が生じることとなる。改革基本方針の大きな目的である経費削減を達成するため、諏訪湖流域下水道維持管理の組織・人員体制を決定次第、経費削減効果を検証する必要があり、改革基本方針に沿って進めようとしている他流域の県直営化に生かしていく必要がある。

直営化による人件費の実績については、上述のとおりです。

今年度は、個々の職員の給与額が前年度より低かったため、総額では削減となりました。今後は、包括的民間委託における性能発注の推進等を図りながら、人員の適正配置について検討を進めます。

(生活排水課)

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場の発注方式について【意見】
(p106)

諏訪湖流域を含めて全処理場に包括的民間委託を導入するのであるから、今後は、補修経費を合わせた委託や人件費削減など、各処理場の実状に合わせた性能発注のレベルアップを検討していく必要がある。流域下水道には多額の経費を投じており、これらの設備を延命させ、効率よく管理していくことが求められている。このため、目先のコストだけを追求するのではなく、管理者による長期にわたる評価や技術力の向上、委託内容の検証、そのための検討組織の構築が重要である。

当公社では、平成18年度から包括的民間委託の導入を進め、「約4,000万円/3年・3処理場」の委託料削減と、「職員5人削減、嘱託2名増」の人件費削減効果を得ています(平成22年3月「流域下水道性能発注試行等結果報告書」)。

また、諏訪湖流域下水道では、今年度から、それまでの単年契約から複数年契約(3年)を導入しました。複数年にすることで、諸経費等の削減が図られることから、約1,100万円/年の経費削減が見込まれます。

今年度、検証や課題解決などを目的として、県生活排水課、各流域下水道所管事務所、当公社で構成する「流域下水道維持管理検討会」を設立しました。この検討組織において、各処理場の性能発注のレベルアップの取組を検討していくこととしています。

(生活排水課)

<p>人員と経営の見直しについて【意見】 (p107)</p>	<p>改革基本方針に従って当公社への委託を廃止し、県の直営化を進める結果、流域下水道業務量に見合うプロパー職員数(10人)の処遇が問題となる。県職員への採用選考の時期をはじめ再就職支援について当公社と協議を密に行い、平成26年度を待たなくとも早急に方針を検討する必要がある。</p>	<p>県では、昨年9月に流域下水道維持管理業務の直営化に伴う公社からの技術移転と、現在この業務に従事している公社職員の処遇に配慮するため、平成27年度にプロパー職員10名程度を県職員として採用する方針を決定しました。 (生活排水課)</p>
<p>今後の改革と県の関与について【意見】 (p107)</p>	<p>改革を進める中で、当公社にとって市町村公共下水道等の維持管理業務が重要なものとなることから、この業務が将来にわたって安定するように、県は当公社への必要な支援や信用補完等を行う必要がある。</p>	<p>県流域下水道施設が県の直営に移管された後も、設立・出資者の責務として、当公社が安定的な経営を推進するため、委託における公社の優位性等を市町村にアピールするとともに、広域化による一括維持管理委託の体制づくり等を当公社と連携を図りながら実施するなど、必要な支援や信用補完等を行うこととしています。 (生活排水課)</p>
<p>将来経営見直しについて【意見】 (p107)</p>	<p>プロパー職員10名の処遇によって当公社の経営見直しは大きな違いとなってくる。当公社の試算によると、プロパー職員10名の処遇の見通しが立たない状況では平成32年末には倒産するとの予測も出ている。現在受託している市町村の事業の維持と新規受託の確保に努めるとともに、経営効率化を図り健全経営の努力を引き続き行っていく必要がある。</p>	<p>当公社プロパー職員の処遇については、前述のとおりです。 平成27年度には、全ての流域下水道が県の直営化となり、おのずから今後の公社業務は、市町村公共下水道維持管理業務への支援業務が主体となります。「下水道公社経営改善計画」に基づき計画的な業務執行に努めることとし、収入確保として既契約市町村からの受託継続と受託項目の追加の営業を進める必要があります。また、新規契約のための営業を強化します。支出面において、適正な人員配置等、人件費及び物件費の徹底した経費の削減を行うこととしています。 また、平成25年4月からの公益財団法人化に伴い、運営調整引当資産の一部を特定費用準備資金として積み立て、下水道施設の維持管理受託事業において、市町村等からの受託料金の政策的減額を継続し、下水道管理者の経費負担軽減支援を持続するとともに、公社の健全経営を維持する計画です。 (生活排水課)</p>
<p>社団法人信州・長野県観光協会</p>		
<p>自主財源の確保及び数値目標の設定について【意見】 (p114)</p>	<p>改革基本方針では、「自主財源の確保」、「効率的」、「自立的」といった文言の定義や水準が示されておらず、取組状況の評価は困難である。例えば、自主財源についての目標額や自主財源比率の目標値、経常費用の割合の目標値等を設定し、進捗状況をモニタリングすることを改革基本方針にも定め、所管課に求めることが、計画の実効性を高める上で必要と考える。</p>	<p>当協会では、平成25年4月1日からの一般社団法人化に伴い、平成25年度事業予算の策定に当たり、収益事業の「収益」の数値目標を設定するほか、平成25年度末の「最終損益」の目標額を設定し、事業執行を行います。 また、平成25年度中に「経営ビジョン」や中・長期的な「経営方針」等を策定します。 毎年、県と当協会において、進捗状況のモニタリングを行い、その結果を翌年度の事業計画に反映させます。 (観光企画課)</p>
<p>県支出金のあり方について【意見】 (p115)</p>	<p>県負担金事業等を実施する観光振興事業会計では、施設事業会計繰入金を除くと、平成22年度は48,186千円の赤字であった。県負担金事業を行うと、当該事業に従事する職員の人件費相当額(補助金充当職員を除く。)が赤字になる。県負担金事業において、人件費相当額(補助金充当職員を除く。)の一定割合を県が負担するなど、県負担金の算定方法について、実態を踏まえた見直しを図ることが望ましい。</p>	<p>長野県出資団体等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)等を踏まえ、平成25年度中に県と当協会との役割分担等を整理するとともに、県負担金事業に係る人件費相当額の負担のあり方について検討します。 (観光企画課)</p>
<p>派遣職員数等の数値目標の設定と人材育成計画の策定について【意見】 (p116)</p>	<p>県からの派遣職員数は、平成19年度に13人から5人に減員しているが、その後、平成22年度まで総員数は不変である。派遣職員は中心的なポストに配置されている。人材面において、「自立的な組織体制」が構築できているとは到底言えない。プロパー職員の採用、配置、研修及び昇進等を含めた人材育成計画を作成するとともに、どこまで県職員を代替することが可能なのか検討する必要がある。これを踏まえて、県は、派遣職員数の将来的な目標値等を定めることが望ましい。</p>	<p>当協会では、平成24年度から、専門性を必要とする旅行業事業部門及びWEB事業部門で、管理職を含めて外部からの人材導入を図っています。今後も、事業推進の必要に応じ、専門領域における外部人材の導入及びプロパー職員の資質向上を図ります。 平成24年度は、「国内旅行業務取扱管理者」資格や「宅地建物取引主任者」資格など、収益事業の拡大に向けた資格取得を実施しました。今後も、職員の意識改革を図りながら、積極的な資格取得及び組織目標達成に向けた人材育成を推進します。 県からの派遣職員については、計画的・段階的に削減することとし、平成25年度には1名削減し、平成26年度には更に1名削減する予定です。 (観光企画課)</p>

<p>今後の課題【意見】 (p116)</p>	<p>現在の当協会の財務状況を見ると、赤字が慢性化しており、効率的な組織体制になっているとは言えない状況である。施設事業会計においても、過去に受注した観光施設整備事業の割賦代金の利息相当分と温泉管理事業に係る収入が主体であり、将来的には相当の減少が見込まれる。観光事業会計及び施設事業会計共に、現行の組織体制や実施事業を抜本的に見直さない限り、組織の長期的な存続は不可能である。当協会の実態を踏まえて、どの程度の「自立的な運営」を求めるのか、再度検討することが望ましいものとする。</p>	<p>当協会では、平成25年4月1日からの一般社団法人化に伴い、旅行業事業（着地型旅行商品の造成・販売）や県産品のカタログ販売事業等に加え、県が推進する信州ブランド戦略事業や会員制の楽園信州ファンクラブ事業等と連携しながら、自主事業（収益事業）の基盤拡充を推進します。</p> <p>当協会の主要な収益事業である観光施設整備事業については、協会の資金計画を勘案しつつ、市町村（会員）からの要望に応じて継続実施していきます。</p> <p>長野県出資団体等外郭団体「改革基本方針」（改訂版）等を踏まえ、平成25年度中に県と当協会との役割分担等を整理するとともに、県負担金事業に係る人件費相当額の負担のあり方について検討します。</p> <p style="text-align: right;">（観光企画課）</p>
<p>当協会が実施すべき事業の整理について【意見】 (p117)</p>	<p>観光振興事業のうち、特に、県負担金事業について、当協会が実施すべき事業か否かを見直し、整理する必要がある。当協会が再委託を行うような事業については実施方法を見直す必要がある。また、県負担金事業の負担金について、人件費の一定割合を加味することも検討する余地はあるが、その場合、県が県負担金事業の中での優先順位を評価し、対象事業を絞り込んで、負担金総額の抑制を図ることも重要である。</p>	<p>事業の「再委託」は、海外現地でのコーディネーターなど必要最小限の業務を再委託していますが、長野県出資団体等外郭団体「改革基本方針」（改訂版）等を踏まえ、平成25年度中に県と協会との役割分担等を整理するとともに、県負担金事業に係る人件費相当額の負担のあり方について検討します。</p> <p style="text-align: right;">（観光企画課）</p>
<p>収益事業の再構築について【意見】 (p117)</p>	<p>将来の試算によると、平成38年度において債務超過に陥ることとなっている。将来的にも債務超過の場合は、経理的基礎を満たさないものと判断され、一般社団法人としての移行許可を受けることは困難である。また、移行許可以前の問題として資金繰りに窮する恐れがあり、平成37年度以降は、借入れ等がなされない限り、存続は困難であろう。今後、収入の増加策の検討と併せて、人件費も含めた経費の削減等を行う必要がある。健全な経営を図るため、実効性ある収益事業の創設と再構築を早急に検討し、実行に移す必要がある。また、県は、当協会による収益事業の再構築の状況を把握するとともに、継続的に、実績をモニタリングし、必要な場合には、再構築策の見直しを求めるべきである。</p>	<p>当協会では、平成25年4月1日からの一般社団法人化に伴い、平成25年度事業予算の策定に当たり、収益事業の数値目標を設定するほか、平成25年度末の最終損益目標額を設定し、事業執行を行います。</p> <p>なお、内閣総理大臣から平成24年12月21日付けで、一般社団法人への移行認可の答申がなされました。</p> <p>公益目的支出計画に基づく公益事業の実施に加え、健全で自立的な法人運営（経営）のため、着地型旅行商品の造成・販売を推進するほか、カタログショッピングやインターネットでの物産販売・宿泊予約等の自主事業（収益事業）の拡充を図ります。</p> <p>プロパー職員の人件費の見直し（削減）について、平成24年度から具体的な検討を行っています。</p> <p style="text-align: right;">（観光企画課）</p>
<p>財団法人長野県国際交流推進協会</p>		
<p>外郭団体に対する県の関与の状況【意見】 (p122)</p>	<p>補助金を交付するなど一定の関与を継続した場合でも、県は、当協会に対し国際化推進に関する将来の年度目標を明示することを条件に、その達成状況を県がモニタリングする必要がある。長野県に住む外国人はますます増加することが予想されている中で、県からの援助も含め当協会を今後どのように考えるかは県にとっても重要な問題と考える。</p>	<p>平成24年2月21日、改革基本方針を「民間主導の団体として運営しつつ、必要な県関与の実施」に改め、平成24年度から県が運営補助金を交付し、当協会職員の人件費の補助を行いました。</p> <p>平成25年度以降も、協会の最大限の自助努力を前提に、県が必要な関与を実施します。年度目標を設定し、その達成状況を県が随時モニタリングしていきます。</p> <p style="text-align: right;">（国際課）</p>
<p>経営状況について【意見】 (p123)</p>	<p>当協会は、国際交流、国際協力、及び多文化共生事業を県域的に行う中核的団体としての役割を担っている。外国籍県民への支援施策を実施する使命・必要性は、以前にも増して高いものの、このままでは事業の継続が困難となるため、今後は、事業規模や県からの援助も含め、当協会をどのように位置づけるか、事業手法の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>国際交流、国際協力、多文化共生事業を県域的に行う中核的団体としての当協会の重要な位置付けは変わっていません。</p> <p>そのため、当協会には県との連携を密に保ちながら、経営の安定化に向けた最大限の自助努力を求めています。具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賛助会員の募集 ・基金運用の見直し ・翻訳収入の確保 ・ホームページ広告収入の確保 <p>のため、市町村や県内経済団体を訪問するなどして、当協会が担う役割、当協会の事業の必要性を訴え、自主財源の確保を促します。</p> <p style="text-align: right;">（国際課）</p>
<p>公益法人制度改革への取組【意見】 (p123)</p>	<p>新公益法人制度への対応として、公益財団法人化について当協会の理事会で決定しているため、早急に必要ないし、手続を行う必要がある。</p>	<p>当協会では昨年度及び今年度当初から、新公益法人制度への移行スケジュールに従い、必要ないし、手続を行っています。具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の名称を「公益財団法人長野県国際化協会」に変更することを決定 ・評議員及び代表理事、理事の各就任予定者に対し就任依頼について打診 ・平成24年10月19日、公益財団法人移行申請 ・平成24年12月20日、長野県公益認定等審議会が長野県知事あて答申 ・平成25年3月中旬、移行認定予定 ・平成25年4月1日付け登記予定 <p style="text-align: right;">（国際課）</p>

財団法人長野県農業開発公社

<p>団体の存続について【意見】</p> <p>(p131)</p>	<p>当公社には、農業保有合理化促進事業強化基金のうち国への返還予定分154百万円、長期保有地解消に伴う売却損等に伴う返済資源のない借入金の存在、公益法人改革への対応（公益社団法人へ移行予定）、仕組債の保有など、当公社の存続に関わる重要な課題が複合的に存在している。債務調整を含めて、抜本的な経営改革が必要である。当公社の経営や監督には財務や会計に関する複雑な分析が必要であるが、今後は、外部の専門家の活用などの方策を検討する必要もあると考えられる。</p>	<p>当公社の顧問の弁護士や公認会計士に相談をしてこれら重要な課題に対処していきます。</p> <p>(農村振興課)</p>
<p>農地保有合理化事業について【意見】</p> <p>(p134)</p>	<p>県は農地の売買と賃借により集約化を図っている。当公社の事業がどれだけ県の施策に貢献しているのかが広く理解されるよう、県の目標に対してどの程度公社が担うのかを明確にする等積極的にアピールすることが望まれる。また、県として、そうした目標についての達成度を適切に評価する必要がある。</p>	<p>平成25年度分の事務事業シートの成果目標として、「平成27年度には公社の担い手への農地売渡面積が年間100ha（担い手農家が年間買入れる農地の概ね4割）となるよう漸次売渡面積の引き上げを図る」とし、達成度について評価していきます。</p> <p>当公社は、毎年度の事業の目標と実績をホームページに掲載しており、シートに掲げられた目標についても記載しアピールします。</p> <p>(農村振興課)</p>
<p>公益法人制度改革への対応【意見】</p> <p>(p135)</p>	<p>長期保有地の処分では、買入価格よりも売渡価格が低額となったケースが生じたため、売渡後も借入金を全額返済するための所要の資金が入りできず、借入金の一部が残っている。平成23年3月31日付けで長期保有地の処分後に残った借入金の額はおよそ5億円程度であると考えられる。借入金の返済方法について長野県と十分に協議することが必要である。</p>	<p>外郭団体等検討委員会での検討結果も踏まえ、公益財団法人へ移行後、当公社の自力のみでは返済することができない長期保有地に係る借入金487百万円について、県から財政支援（383百万円）を行い、当該借入金を返済し、財務の健全化を図ります。</p> <p>(平成25年度当初予算案計上済)</p> <p>(農村振興課)</p>
<p>事業計画の見直しについて【意見】</p> <p>(p137)</p>	<p>農地保有合理化事業を継続するためには、経営努力した上で、どう借入金を返済するのか合理的な事業計画を作成する必要がある。当公社を巡る環境変化に機動的に対応できるように事業計画も頻繁に見直しされることが望まれる。</p>	<p>平成24年度から、当公社の事業推進会議にて、各支所の事業の進捗度合いを確認し、事業計画の変更の必要性について検討しています。</p> <p>(農村振興課)</p>
<p>今後の課題【意見】</p> <p>(p137)</p>	<p>当公社が市町村、農業委員会、農協等と農地情報等について密接な連携のもと農地保有合理化事業を実施しているため、当公社の廃止そして清算という選択肢は事実上困難であると考えられる。したがって、県が公社の債務を引き受けざるを得ない。その上で、健全化へ向けた抜本的な経営改革が必要である。</p>	<p>以下のとおり、当公社の経営改革を進めていきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県農政における公社の役割の強化 市町村の「人・農地プラン」（地域において担い手農家を明確化し、その方々へ農地を集積するプラン）作成を契機とした農地利用集積の促進等を通じて、農地の売渡面積の増加を図る。 2 業務体制の改革 「農地購入希望情報等の本所での一元管理」、「一部業務の本所への集約」、「支所の再編等」を実施し、組織・人員体制のスリム化・効率化を実現する。 3 財政支援による財務の健全化 公益法人制度改革への対応で述べた県から公社への財政支援により、平成25年度に長期保有地に係る借入金を返済し、財務を健全化する。 <p>(農村振興課)</p>
<p>資金運用について【意見】</p> <p>(p138)</p>	<p>強化基金308,000千円のうち281,000千円が仕組債によって運用されており、200,000千円の強化基金から運用果実が得られていない。強化基金を返還する際には、仕組債をどう処分するかが課題となる。額面割れとなっている場合、仕組債の処分によって当公社の損失が増加する可能性がある。今後の資金運用に当たっては、県の公金管理基本方針を参考にし、預金あるいは中短期の国債等で運用することが必要である。</p>	<p>平成23年度後半に仕組債として運用していた強化基金の一部（81,000千円）が繰上償還となり、これを預金での運用に切り替えました。</p> <p>(農村振興課)</p>

社団法人長野県林業公社

<p>「改革基本方針」への取組状況に係る監査人の評価【意見】</p> <p>(p150)</p>	<p>森林の評価と「木材生産不適地」対策は達成できたものの、収入間伐の推進、分収率見直しの推進は未達成であった。総合的に判断すると、長野県林業公社経営改善プランの取組状況は目標未達成であると評価せざるを得ない。</p>	<p>「収入間伐の推進」にあつては、木材価格の下落により計画どおり進んでいない状況にあります。新たに森林経営計画の策定を行い、伐採木を搬出するための作業道の開設と搬出間伐を積極的に実施するよう指導しています。</p> <p>また、「分収率見直し」にあつては、契約相手との交渉が難航している箇所は県も協力し説明を行っています。</p> <p>(森林づくり推進課)</p>
<p>事業終了後の森林保全の方針について【意見】</p> <p>(p157)</p>	<p>平成88年度以後の事業規模や事業コストについては現在までのところ試算されていない。平成88年度以降どうやって県内の森林を合理的に維持管理すべきなのかの方針を検討する必要があります。</p>	<p>現状では、分収林契約満期後は森林所有者が森林として維持管理することとなりますが、適切に森林の更新が行えるよう、当社で契約満了時の伐採方法等を検討していきます。</p> <p>(森林づくり推進課)</p>

<p>継続的な長期収支予測について【意見】 (p160)</p>	<p>県は当公社から経営改善集中実施プランの策定の際に、長期収支予測の提供を受けたものの、その後の市況価格による将来予測を実施していない。県は、公社とともに毎年定期的に収支予測を行い、今後のあり方を見直す情報として活用する必要がある。新たなデータによる予測結果によると、平成22年度の単価による平成88年度の累積債務残高は127億7,400万円であった。平成18年度に比して100億3,500万円、366.4パーセントの増となった。この累積債務を弁済できるだけの資産が当公社に存在するとは考えにくく、累積債務は回収不能である可能性が高い。また、県の資料をもとに別途行った割引現在価値(割引率2パーセント)による試算では平成23年度以降の県の投資は△1,884百万円の赤字になる。現在の貸付金残高21,395百万円の回収はできない上に、更に1,884百万円の回収不能な貸付を行うという意味である。継続的な長期収支の見直しが必要である。</p>	<p>今後、継続して長期収支予測を行い公表するよう指導しています。 なお、将来の木材価格を予測することは極めて困難であることから、近年の木材価格から長期収支を予測しているのが現状です。 平成23年の木材価格による長期収支予測(平成24年度～平成88年度)では、累積債務は約107億円と試算しています。 回収可能な貸付金と回収不能と見込まれる貸付金は長期収支予測から予測することは可能ですが、木材価格により大きく変動するので、今後も貸付金の適切な管理に努めてまいります。 また、林業公社の経営改善の課題を抱える他県とも連携して、分収林制度が抱える問題の抜本的な解決に向け、国に対して提言していきます。 (森林づくり推進課)</p>
<p>回収不能な貸付金と回収可能な貸付金の情報開示についての問題【意見】 (p164)</p>	<p>回収可能と見込まれる貸付金と回収不能と見込まれる貸付金を現行制度上別建てで開示することは困難であるため、自主的な開示とともに、国に対して制度化するよう要望することが望ましいと考える。</p>	
<p>貸付金の管理についての問題【意見】 (p164)</p>	<p>貸付金が支出された年度にその回収可能性について議論検討するのももちろん、支出後の年度においても回収可能性を評価し、議会や県民などに情報提供を行い、適切に貸付金を管理するのが望ましい。</p>	
<p>今後の課題及び方向性について【意見】 (p164)</p>	<p>公社の今後のあり方を考える場合、次の二つの選択肢がある。 ア、平成88年度末まで事業を継続するという選択肢 この選択肢は、改革基本方針(改訂版)どおり、国の動向を見極めつつ、当公社のコスト削減などの自助努力を継続するものである。県からの借入金の返済額については、何通りかの試算結果を示すべきである。借入金の返済不能額がより一層増加する可能性が高い以上、県民への更なる説明責任の履行が求められると考える。 イ、平成88年度末以前の早期に事業を終了するという選択肢 この選択肢は、早期に事業を終了し、当公社を解散するものである。(株)日本政策金融公庫への繰上償還の原資については、第三セクター等改革推進債を活用することにより、県民負担を軽減しつつ、確保できることも考えられる。現行の林業公社プロパー職員については、長野県からの一つの業務委託先の職員として位置付けることも考えられる。また、解散を決断するとすれば、契約者に対する説明を丁寧に進めることも必要である。これらの費用と便益を比較衡量しつつ、総合的な政策判断により今後の方向性を定めることが必要であると考える。</p>	<p>平成24年度に設置された外郭団体等検討委員会の検討結果では、「目先の経営コスト等を考えれば、消去法として「存続の方が無難な選択」であり、「解決できない国の制度が根本的にある」とすれば、政治的判断にならざるを得ない。」とし、また、「本委員会としては、長野県としても、廃止した他県の事例(廃止のプロセスや結果(メリットとデメリット))を2013年度末までに調査する専門委員会を設置し、当該公社を実際に「廃止」とした場合の詳細な検討に入ることを勧めたい。」としており、県としては、改革基本方針を改定し、その方針に沿って平成25年度に専門委員会を設置し、他県の事例を調査して廃止とした場合の詳細な検討を行うこととしました。 (森林づくり推進課)</p>
<p>長野県道路公社</p>		
<p>「改革基本方針」への取組状況に係る監査人の評価【意見】 (p172)</p>	<p>改革の具体策3点のうち、「今後、新規路線の建設は行わない」「道路利用者には受益者負担を求めため料金徴収を継続し、全ての路線の事業期限の到来をもって料金徴収を終了する」については、現状では、達成されている。 「廃止までの間、効率的な維持管理に努めるとともに、利用増加等を図るものとする。」については、努力の効果を数値的に把握できるような方法がなく、当公社がどの程度の利用増加に努めたのか判断することが困難である。</p>	<p>「長野県道路公社経営計画」において、効率的な維持管理や利用増加等の取組内容及び成果について資料により明示しました。 (道路建設課)</p>
<p>今後の課題【意見】 (p174)</p>	<p>改革基本方針の「効率的な維持管理に努めるとともに、利用増加等を図るものとする。」という記載が抽象的であり、評価基準とする程の具体性が無い。県は、改革基本方針の進捗管理のために、これを具体化した目標値等を掲げる必要がある。また、県出資金の返還可能額の目標値を設定するとともに、これを達成するため、当公社の経営成績に係る中期目標及び年度目標を設定し、毎年度、評価を行う仕組みを求めることが必要である。</p>	<p>効率的な維持管理や利用増加に係る目標の設定や、中期的な経営目標の設定を検討するとともに、目標と実績の比較評価について検討していきます。 (道路建設課)</p>
<p>有料道路の料金引き下げ社会実験の早期の総括の実施について【意見】 (p175)</p>	<p>社会実験の効果及び影響等の取りまとめと、評価が十分になされていない。早期に、料金引下げの効果及び影響について、そのメリット及びデメリットを計量的に集約し、これまでの社会実験の実施結果に係る総括を行うことが必要である。また、平成24年度以降においても、同様の社会実験を実施するのであれば、目的の達成度合いを計量的に把握するための指標を事前に定義し、その結果を毎年度評価することが最低限必要である。</p>	<p>平成24年度までの社会実験については、有料道路を迂回して一般道路を通行する車両が減少したことにより、沿線環境の改善効果等が認められることから、今後も継続してまいります。 また、平成25年度以降については、騒音値・交通量の指標を設定するとともに、定量的な評価について検討していきます。 (道路建設課)</p>

<p>減収相当額の算定方法について【意見】 (p175)</p>	<p>社会実験に伴う減収相当額の算定は、平成14年度の収入額を基準とし、当該年度の収入額との差額を減収額としており、社会実験の影響による減収額と景気の変動等による通行台数の増減に伴う収入額の変動とが区分されていない。平成24年度以降も社会実験を実施するのであれば、例えば、平成14年度の料金収入基準額に対して、社会実験非対象区間の通行料収入の増減率を乗ずるなど、実態を反映した枠組みとする必要がある。</p>	<p>今後の減収相当額の算定は、景気の変動等による通行台数の増減等を考慮し算出します。 (道路建設課)</p>
<p>債務負担行為の方法について【意見】 (p176)</p>	<p>翌年度の社会実験に伴う道路料金収入の減収相当額を負担することについて債務負担行為の議決を得ているが、予算書上、限度額の金額ではなく、文言での記載のみとしている。仮に社会実験を継続的に実施するのであれば、その期間と併せて、県の負担額の総額を試算し、限度額として表示した上で議決を得ることが望ましいと考える。</p>	<p>当社会実験は周辺道路の沿線住民の皆様の環境改善を目的としており、これに伴う減収額は各年度の社会情勢や交通量等により異なることから、事前に算出することは困難です。 なお、債務負担行為の確定額は県議会へ報告するとともに、情報公開しております。 (道路建設課)</p>
<p>県出資金の返還計画の策定について【意見】 (p177)</p>	<p>現在、「長野県道路公社経営計画」における試算は、翌年度の道路料金収入等の予算額を基礎としており、推計値は現実と乖離する可能性がある。県は、当公社に対して、複数パターンで試算した将来収支計画の作成を求めた上で、県出資金の返還計画を具体的に策定することが望まれる。県出資金の全額の回収が困難な場合であっても、抽象的な要求ではなく、具体的な回収額の目標値を設定した上で、経営成績に対する中期目標や年度目標を設定し、毎年度、実績をモニタリングする必要がある。県出資金の一部が返還されないおそれがある場合には、県民に対して十分に説明し、理解を求める必要がある。更に毎年度、モニタリングの状況を県民に開示することが望まれる。また、当公社は、当然、この目標値を経営上の命題として達成するために、経費削減や増収策等を策定した上で、「長野県道路公社経営計画」に反映し、経営に当たる必要がある。</p>	<p>県出資金の返還可能額を勘案した道路公社の経営目標として、収支目標の設定を検討します。 また、「長野県道路公社経営計画」に反映させるとともに、計画の達成に向けた収支両面の経営努力を継続します。 (道路建設課)</p>
<p>路線別の借入金返済状況に係る情報開示について【意見】 (p179)</p>	<p>各路線の収支状況や債務の返済状況等について、議会をはじめ道路利用者や広く県民にも情報を開示した上で、理解を求めることが望まれる。</p>	<p>財務状況については議会に報告しております。また、平成24年度から路線別の長期借入金の返済計画について情報公開をしております。 (道路建設課)</p>
<p>検討の早期化について【意見】 (p180)</p>	<p>平成19年度の包括外部監査の措置状況について、今回の監査に当たり、具体的な検討結果は確認できなかった。社会実験の総括等は、早期の対応を要望するとともに、今後、包括外部監査人の意見に対する措置の一環として検討を行うに当たっては、終期を定めることが望まれる。</p>	<p>社会実験については、沿線環境の改善効果等が認められることから、今後も継続してまいります。 また、平成25年度以降については、ご指摘を踏まえ、具体的な目標の設定と定量的な評価について早期に検討します。 (道路建設課)</p>
<p>長野県住宅供給公社</p>		
<p>「改革基本方針」の取組状況に係る監査人の評価【意見】 (p187)</p>	<p>現在作成中の中期計画を早急に作成し、各年度及び中期の経営目標を数値目標として設定する必要がある。数値目標の達成状況を評価しながら、改革基本方針の推進と経営合理化に努めることが望まれる。当公社が改革基本方針を推進するためには、分譲事業に係る保有地の販売促進と、今後の事業の柱となる県・市町村の支援業務（公営住宅管理業務）の採算性が課題となる。</p>	<p>改革基本方針の推進と経営合理化に向けた事業展開を図るため、平成24年3月に「中期経営計画（平成24年度～平成28年度）」を策定しました。 分譲事業に係る保有地については、分譲地販売促進並びに未造成土地処分について積極的に取り組んできましたが、分譲地は平成23年度に40区画を分譲し、翌24年度も同数以上を見込んでおり、同年度末の保有残区画数は330区画程度となる見込みです。未造成土地については約4.7haのうち3団地3.9haの処分等の見通しがつきました。 また、今後の事業の柱となる公営住宅管理事業の採算性の問題については、受託料の額について委託者と協議を行い、ある程度の見直しが行われる見込みとなりました。 (住宅課)</p>
<p>「改革基本方針」の今後の課題【意見】 (p187)</p>	<p>公営住宅の管理等受託機関として、県・市町村の支援業務（公営住宅管理業務）に特化するという改革基本方針の方向性は妥当である。しかし、今後の事業の柱の一つである公営住宅管理業務は、現在は赤字である。公営住宅管理業務に特化した場合、安定的に事業が継続するような戦略が必要である。</p>	<p>公営住宅管理事業の赤字解消のため、受託料の額について委託者と協議を行い、ある程度の見直しが行われる見込みとなりました。また、一層の合理化や経費削減を目指し、中期経営計画においても組織体制の見直しや、経費の削減目標を掲げ、その実現に向けて取り組んでいます。 (住宅課)</p>
<p>当公社の位置づけ【意見】 (p188)</p>	<p>当公社は、公営住宅法において管理代行ができる実質的に唯一の機関に位置付けられている。当公社が公営住宅管理事業を行うことについて様々なメリットはあるものの、住宅管理事業自体は、一部を除いて民間事業者でも行える事業である。公営住宅の管理等受託機関として特化するのであれば、民間の住宅管理会社との差別化や存在意義について、今後一層検討し経営戦略を持つことが必要である。</p>	<p>公営住宅入居者のうち70%以上は低所得者層に属する世帯で、高齢者・ひとり親・障がい者・生活保護世帯等の裁量世帯も多く福祉的な性格が強いことから、公的団体として行政との連携を図り、管理代行者の立場から経済性の追求だけではなく、これまでのノウハウを活かすことで民間の住宅管理会社との差別化を図ります。 (住宅課)</p>

<p>事業別経営状況【意見】 (p188)</p>	<p>住宅分譲事業と長期割賦事業はそれぞれ赤字である。公営住宅管理事業は赤字であるため、住宅分譲事業と長期割賦事業が終了して目標どおり公営住宅管理事業に特化した場合、現状のままだと赤字経営となるおそれもある。このため将来の組織体制を想定した中期計画を早急に作成する必要がある。具体的には、公営住宅管理業務にシフトした場合の組織体制や人員数、人件費等の管理費の合理化等について将来像を描いた上でのシミュレーションを行い、中長期的な県民負担を発生させないよう検討する必要がある。</p>	<p>公営住宅管理事業は赤字経営であることから、受託料の額について委託者と協議を行い、ある程度の見直しが行われる見込みとなりました。また、中期経営計画において組織の見直しによる合理化や県営住宅と市営住宅との一体的管理による事務の効率化及び経費の見直しによる経費削減を掲げ、その実現に向けて取り組んでいます。 (住宅課)</p>
<p>市町村支援業務(公営住宅管理事業)の受注 (p189)</p>	<p>当会社では、現在、公営住宅を有する市町村に対して、個別に指定管理(管理代行)の導入意向を確認している。今後一層の受注拡大努力が必要である。</p>	<p>平成24年度に佐久市営住宅を受託し、同25年度には小諸市営住宅、塩尻市営住宅等を受託予定としており、現在のところ中期経営計画に沿った進捗見込となっています。今後も、同計画に沿った受託を目指し積極的に働きかけを行う予定です。また、現在公営住宅管理の受託をしていない市町村に対しては、将来の管理受託につながるよう、建築技術支援業務を積極的に展開しています。 (住宅課)</p>
<p>中期経営計画の作成と組織の合理化 (p190)</p>	<p>中期経営計画において、公社全体の経営合理化戦略と経営目標を設定する必要がある。事業別に数値目標を設定し、達成に努めるべきである。今後の事業の柱となる公営住宅管理業務の受注計画については、まず県内のニーズを把握し、現実的かつ実現可能な計画を立てる必要がある。また、県の団地の近くにある市町村の団地で効率的に管理ができる団地など、採算性の高い案件を優先的に受注すべきである。さらに、住宅分譲事業と長期割賦事業が終了した場合、同事業に配置されていた人員の配置先を見直す必要がある。改革推進に伴う事業内容の変更に即すよう組織を見直し、効率的な体制を構築する必要がある。</p>	<p>中期経営計画において、将来的には公営住宅の一体的管理事業と市町村等建築業務支援事業に特化し収益構造の転換を図ることとしました。特に、今後の事業の柱となる公営住宅管理事業では、将来的には県下市町村営住宅の80%程度の受託を目指すこととし、県営住宅との一体的管理で効率的な運営が見込める市町村に対して積極的に働きかけをしています。 また、平成25年4月を目途に組織の簡素化と合理化を図るための組織見直しを予定しており、今後も業務の変化に対応した組織の見直しを継続的に行う予定です。 (住宅課)</p>
<p>財団法人長野県消防協会</p>		
<p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】 (p197)</p>	<p>最近、少子高齢化等により団員確保が喫緊の課題であり、当協会は、県及び市町村との役割分担を踏まえた上で事業を再検討することが必要である。県の補助金の対象事業は、主に県消防ポンプ操法大会及び県消防ラッパ吹奏大会であり、改めて効果を検証する必要がある。</p>	<p>消防団員の確保は、市町村が主体となって、直接行っているものです。 しかし、消防団員の確保は全県にわたる課題であり、消防団協力事業所減税等を通じて、県も協力しているところです。 当協会は、消防思想の普及啓発や消防技術の指導及び教育を行うことなどを目的として設立されたものであり、県の補助を得て、県と協力して事業を実施しています。 (消防課)</p>
<p>外郭団体の経営状況についての全般的な課題【意見】 (p197)</p>	<p>公益財団法人として認定を申請する予定であるが、経営規模や人員(非常勤役員23名、常勤職員3名)から考えると、公益法人として求められるガバナンスを構築できるかどうか危惧される。このため事業手法の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>平成24年4月1日、公益財団法人に移行しました。 定款に基づき、評議員を新たに設置したことによるガバナンスの強化に努めています。 理事会や各専門委員会には県職員も参画し、適正な執行に努めています。 (消防課)</p>
<p>資金運用の状況【意見】 (p197)</p>	<p>経営規模に比較して多額な基本財産(357,500千円)を有することから、長期国債(30年債)257百万円や仕組預金100百万円(満期平成45年3月)など長期固定的な運用をしており、流動性リスクや金利リスクを十分に管理できる体制になっていないと考える。資金運用に当たっては、県の公金管理基本方針を遵守し、預金あるいは中短期の国債等で運用することが必要である。</p>	<p>基本財産の運用益は協会の収益のおよそ2割を占め、協会の事業に活用されています。 協会の理事会で、購入した長期国債や仕組債は、市場動向に留意しながら、当面売却せずに保有することとしております。 引き続き、長野県公金管理基本方針及び改革基本方針に沿って運用するよう求めていきます。 (消防課)</p>
<p>長野県土地開発公社</p>		
<p>当会社の今後のあり方【意見】 (p202)</p>	<p>当会社ではプロパー事業を行っておらず、公社が行う用地先行取得は、全て長野県からの委託に基づく、用地の代行取得となっている。この代行取得では、長野県が委託する前に、必ず、債務負担行為の議決を得ている。他方、現在は、用地購入に関する明確な計画を立ててさえいけば、当会社を通して用地を先行取得する必要はほとんどないともいえる。少なくとも今後3年ごとには当会社のあり方を再検討する必要がある。</p>	<p>長野県外郭団体等検討委員会の検討結果を踏まえ、当会社のあり方を再検討する中で、平成25年2月に長野県出資等外郭団体「改革基本方針」の見直しを行いました。 当会社の今後のあり方については、引き続き公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定し用地取得を行うこととし、県職員の公社職員の兼務など、事業量に応じた必要最小限の職員体制により、公社の機能を存続してまいります。 今後も県からの受託事業の業務量を踏まえ、公社のあり方を検討してまいります。 (企画課 土地対策室)</p>

財団法人長野県文化振興事業団

<p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】</p> <p>(p208)</p>	<p>県の人的関与の抜本的な縮減を図るという「改革基本方針(改訂版)」は進捗していないものと判断する。管理職としての県職員の派遣に依存せざるを得ない実態にあり、応急処置として県職員の派遣を継続することは理解できる。しかし、現在の体制のままでは、派遣期間を2年間延長したとしても、問題が解決できるか疑問がある。派遣期間の延長とともに、具体的な問題解決策及びそのスケジュールの提示を所管課に求める必要があるものと考え。その際には、当事業団のあり方自体を整理することが必要になるものと考え。</p>	<p>外郭団体等検討委員会の検討結果を踏まえ、長野県の文化政策の目指す姿を検討する中で、当事業団のあり方の整理を進めます。</p> <p>また、プロパー職員の育成期間を考慮し、当面、最小限の県職員を派遣することとしますが、魅力的で継続的な文化振興を図るためには、長期的な視点に立ち、優れた企画力等を有する職員の人材育成が必要であるため、次期指定管理者選定に向け、文化会館への指定管理者制度導入のあり方について検討します。</p> <p>(生活文化課)</p>
<p>公益法人制度改革への取組【意見】</p> <p>(p209)</p>	<p>当事業団が、将来、どういった事業分野で活動していくのか整理した上で、公益認定を申請するか否かを検討することが望ましい。限られた人的資源等をどの事業分野に注力していくかを明確にした上で、当該事業が認定法上の公益目的事業の要件を具備しているか否かを判断する必要がある。</p>	<p>当事業団が行う文化会館の貸館事業は、条例上、県民の平等な利用の確保が求められており、県民の様々な活動を支援するためには、柔軟な館運営が必要であることから、平成25年4月に一般財団法人に移行する予定です。</p> <p>(生活文化課)</p>

社団法人長野県私立幼稚園協会
社団法人長野県私立短期大学協会
社団法人長野県私学振興協会

<p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】</p> <p>(p216)</p>	<p>3団体の貸付事業を統合する予定であり、団体統合を着実に進める必要がある。</p>	<p>私立学校の経営基盤の強化や改善を図り、経営の安定化や私立学校の振興に寄与するため、平成24年2月に(社)長野県私学教育協会が設立され、平成24年3月に3団体の貸付事業は、この団体に統合されました。</p> <p>なお、この団体の設立に伴い(社)長野県私学振興協会は廃止されています。また、(社)長野県私立幼稚園協会及び(社)長野県私立短期大学協会については、県からの出資金が、(社)長野県私学教育協会に移管されたことから、「改革基本方針」の見直しの中では、改革基本方針の対象となる出資等外郭団体から除外されました。</p> <p>(情報公開・私学課)</p>
--	---	--

公益財団法人長野県長寿社会開発センター

<p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】</p> <p>(p220)</p>	<p>社会福祉協議会との事務局統合は困難との結論に至ったが、経営上の視点からは管理部門を含めて経営の効率化・合理化へ努める必要がある。平成23年4月に公益財団法人として認定を受けており、経営上、安定的な財務力が求められる。収入の72パーセントが県の財政支援であり、当センター固有の常勤職員は1名だけである。高齢者施策の事業は、県、市町村、民間で様々な事業が実施されており、当センターの県の施策への貢献度を評価する必要がある。また、公益財団法人としての持続可能な事業の規模や人員構成を検討する必要がある。</p>	<p>公益財団法人として評議員会、理事会で事業の評価を行い、その結果を受け、県の施策である元気高齢者の増加や高齢者の社会参加活動を進めるため、シニア大学のカリキュラムの変更や実践活動の橋渡しなどにいかしてまいります。</p> <p>シニア大学に係る経費を全額授業料で賄うため授業料の値上げをし、併せて賛助会員の拡大により、当センターの自主財源の確保に努めていきます。また、定年退職後の職員を活用し人件費を抑制するなど、経営の効率化・合理化へ努めてまいります。</p> <p>(健康長寿課)</p>
<p>資金運用の状況【意見】</p> <p>(p220)</p>	<p>基本財産(334,878千円)を有するが、超長期国債(30年債)125百万円や円建て外債(満期が平成41年11月と平成49年3月)198百万円と長期固定的な運用しており、流動性リスクや金利リスクを十分に管理できる体制になっていない。資金運用に当たっては、県の公金管理基本方針を遵守し、預金あるいは中短期の国債等で運用することが必要である。</p>	<p>県の公金管理基本方針に則って資金運用に務めると共に、仕組債については、今後の市場動向に留意しつつ、額面を回復してきた段階で売却を検討してまいります。</p> <p>(健康長寿課)</p>

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

<p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】</p> <p>(p224)</p>	<p>今後も県の改革基本方針である「団体の自立的な運営」を進めていくためには、経営上の数値目標を設定して自主収入の確保に努める必要がある。また、当協議会は県の福祉施策を担う役割を負っており、県は、当協議会の福祉施策への貢献度を評価する必要もある。</p>	<p>県は、当協議会が、第3次基本構想に基づき策定する財政計画の中で、数値目標の設定や自主収入の確保について助言をしていきます。</p> <p>また、平成24年3月に策定した「長野県行政・財政改革方針」において、外郭団体の評価システム等の見直しを平成25年度中に検討する予定としており、福祉施策への貢献度を評価する事項についても、併せて検討を行います。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>外郭団体の経営状況【意見】</p> <p>(p225)</p>	<p>県の財政支援には、生活福祉資金貸付事業の貸付原資や、国100パーセントの雇用確保促進等の補助金等を含んでいる。この制度は、就業可能な生活困窮者に対する、雇用保険と生活保護の間を埋める就労促進型の「第2のセーフティネット」といわれている。当協議会は、「生活福祉・就労支援協議会」の設置により、市町村(生活保護)やハローワーク(就労支援)との一体的な相談体制の構築を図り、関係機関との連携を進めている。今後とも、市町村・ハローワーク及び当協議会間の協働が機能するように努めることが望まれる。</p>	<p>県は、当協議会に対して、市町村やハローワークとの一体的な相談体制が、引き続き維持されるように要請していきます。</p> <p>(地域福祉課)</p>